



1段階目(令和3年3月検針分から)の改定にご理解いただき、ありがとうございます。
 2段階目の改定を、**令和4年3月検針分**から実施いたします。

この使用料改定は、人口減少や施設の老朽化が進む中、事業の独立採算を図り、将来にわたり安定したサービスを提供するために必要な使用料のご負担をお願いするものです。

下水道使用料体系表

1か月当たり(税抜き)		現行	改定後【R4.3検針分から】	
基本使用料(円)			新使用料体系 (円/㎡)	現行との差 (円/㎡)
水量区分(㎡)		950	1,100	150
一般用	1 ～ 10	10	25	15
	11 ～ 20	120	130	10
	21 ～ 30	130	140	10
	31 ～ 40	140	150	10
	41 ～ 50	150	160	10
	51 ～ 100	160	170	10
	101 ～ 200	165	180	15
	201～	170	190	20

※湯屋用、一時用は市ホームページをご覧ください。

改定後の下水道使用料の早見表

(令和4年3月検針分から)

下水道使用料早見表(税込)《一般用》(2か月分)							
水量 (㎡)	使用料 (円)	水量 (㎡)	使用料 (円)	水量 (㎡)	使用料 (円)	水量 (㎡)	使用料 (円)
0	2,420	41	5,984	82	12,562	123	20,031
1	2,447	42	6,138	83	12,738	124	20,218
2	2,474	43	6,292	84	12,914	125	20,405
3	2,502	44	6,446	85	13,090	126	20,592
4	2,530	45	6,600	86	13,266	127	20,779
5	2,557	46	6,754	87	13,442	128	20,966
6	2,584	47	6,908	88	13,618	129	21,153
7	2,612	48	7,062	89	13,794	130	21,340
8	2,640	49	7,216	90	13,970	131	21,527
9	2,667	50	7,370	91	14,146	132	21,714
10	2,694	51	7,524	92	14,322	133	21,901
11	2,722	52	7,678	93	14,498	134	22,088
12	2,750	53	7,832	94	14,674	135	22,275
13	2,777	54	7,986	95	14,850	136	22,462
14	2,804	55	8,140	96	15,026	137	22,649
15	2,832	56	8,294	97	15,202	138	22,836
16	2,860	57	8,448	98	15,378	139	23,023
17	2,887	58	8,602	99	15,554	140	23,210
18	2,914	59	8,756	100	15,730	141	23,397
19	2,942	60	8,910	101	15,917	142	23,584
20	2,970	61	9,075	102	16,104	143	23,771
21	3,113	62	9,240	103	16,291	144	23,958
22	3,256	63	9,405	104	16,478	145	24,145
23	3,399	64	9,570	105	16,665	146	24,332
24	3,542	65	9,735	106	16,852	147	24,519
25	3,685	66	9,900	107	17,039	148	24,706
26	3,828	67	10,065	108	17,226	149	24,893
27	3,971	68	10,230	109	17,413	150	25,080
28	4,114	69	10,395	110	17,600	151	25,267
29	4,257	70	10,560	111	17,787	152	25,454
30	4,400	71	10,725	112	17,974	153	25,641
31	4,543	72	10,890	113	18,161	154	25,828
32	4,686	73	11,055	114	18,348	155	26,015
33	4,829	74	11,220	115	18,535	156	26,202
34	4,972	75	11,385	116	18,722	157	26,389
35	5,115	76	11,550	117	18,909	158	26,576
36	5,258	77	11,715	118	19,096	159	26,763
37	5,401	78	11,880	119	19,283	160	26,950
38	5,544	79	12,045	120	19,470	161	27,137
39	5,687	80	12,210	121	19,657	162	27,324
40	5,830	81	12,386	122	19,844	163	27,511

改定による影響額

汚水量 10m³/月 20m³/月 30m³/月 50m³/月 1,000m³/月



現行使用料	1,050円	2,250円	3,550円	81,950円	166,950円
改定後 (差額)	1,350円 (+300円)	2,650円 (+400円)	4,050円 (+500円)	90,650円 (+8,700円)	185,650円 (+18,700円)

※表中は1か月当たりの金額です。実際の請求は2か月ごとに行います。

表の金額の他、水道料金、消費税相当額が加算されます。水道料金の改定はありません。

改定に関するQ & A

Q1 なぜ使用料改定が必要ですか？

A1 公共下水道事業は、使用者が特定されていることから、使用料収入で汚水処理費用をまかなうことになっていますが、現状の使用料収入では汚水処理費用の約87%しかまかなえておらず、不足する残りの約13%である約4億円を、税金で補っています。しかし、将来にわたり安定した下水道サービスを提供し、快適な生活環境を守るためにも、市の財政状況の影響を受けることなく機能を維持するための資金を確保する必要があります。

このことから、将来世代に負担を先送ることなく、使用者負担の適正化・公平性と、持続可能な独立採算による健全経営を実現するために、使用料改定が必要となります。



Q2 使用料はどのようにして決まりましたか？

A2 平成30年度から令和元年度にかけて計8回、有識者や市民の公募委員などで構成される「春日井市上下水道事業経営審議会」において、適切な下水道使用料の検討を含む公共下水道事業の経営に関する調査及び審議を行

いました。そのご意見と市民意見公募手続(パブリックコメント)を踏まえた経営戦略に基づき、下水道条例の改正(使用料改定)について、議会の議決を経て、決定しました。なお、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急措置として1段階目の改定時期を3か月間延期しました。

Q3 水道料金より高くなる場合があるのはなぜですか？

A3 きれいな水をくみ上げるなどして、水道水を作り配水するよりも、生活排水を集めて、川に流せる状態にまできれいにする方が、コストが多くかかっています。

水道の給水原価 133円/m³

公共下水道の汚水処理原価 150円/m³

(1m³当たりどれだけ費用がかかっているかを示す値。令和2年度決算値)

この汚水処理原価に対して、使用料でまかなえるように使用料体系を設定したことにより、下水道使用料が水道料金より高くなる場合があります。



Q4 今までどれだけの経営努力を行いましたか？

A4 下水道未接続家屋などへの訪問啓発による水洗化率の向上に伴う収入の確保や、借入金利息などの経費の削減により、経営基盤の強化に努めてきました。この結果、前回の使用料改定時の平成15年度と比べて、汚水処理費用は約15億円減少しました。

Q5 今までどのように使用料改定に対する周知を行いましたか？

A5 市ホームページ、広報、新聞、商工会議所ニュース、使用水量のお知らせ(検針票)や下水道使用料改定のお知らせで周知を図りました。

今後も引き続き、徹底した経費の削減や効率化に取り組み、公営企業としての経営努力を最優先に行うよう、努めていきます。

【お問い合わせ先】

下水道事業の経営・使用料改定に関すること 上下水道経営課 TEL(0568)85-6344

下水道使用料の支払いに関すること 上下水道業務課お客様窓口 TEL(0568)85-6411